

上大利区規約

第1章 総則

(区の名称等)

第1条 本区は上大利区（以下「区」という）と称する。

2. 区の事務所は、上大利公民館内に置く。

(目的)

第2条 区は区域内に住所を有する者（以下区民という）の融和協調、生活の向上及び福祉の増進を図り、区及び市の発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 区は区民全員をもって構成し、組制を設ける。

(事業)

第4条 区は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 区民の福祉増進、環境衛生の改善及び土木、災害防止等に関する事業。

(2) 公民館活動に関する事業。

(3) その他目的達成に必要な事業。

(公告等)

第5条 区の公告その他区民への周知事項は、組長を通じ各戸配布・回覧等により周知するものとする。

第2章 役員、相談役、監査員、組長及び報酬手当

(役員の設定)

第6条 区に役員として区長（公民館長を兼務）、副区長（会計を兼務）、公民館主事及び協議員を置く。

2. 前項の役員の任務等は、次の表のとおりとする。

名称	職名	任 務	定数	任 期	選出方法
役員部 会	区長兼 公民館長	区を代表し区及び公民館業務を統括する	1名	2年 再任を 妨げない	選考委員会で推薦し、総会で決定する
	副区長兼 会計	区長を補佐し、区長事故あるときは、区長の職務を代行し、会計を処理する	1名		
	公民館 主事	公民館長を補佐し、公民館の運営及び公民館活動の指導助言をする	1名		

協議員	区行政に関する協議に参加する	8名	
-----	----------------	----	--

(相談役、監査員及び組長)

第7条 前条の役員のほか、区に相談役若干名、監査員2名及び各組に組長1名を置く。

2. 相談役、監査員及び組長の任務等は、次のとおりとする。

職名	任 務	任 期	選出方法
相談役	区長の諮問に応じ意見を具申し、区長の要請により区行政に関する協議に参加する	市議会議員在任中	区在任の市議会議員
監査員	区の決算等を監査する 監査員は役員会に出席の必要がある時は出席出来る	2年再任を妨げない	選考委員会で推薦し 総会で決定する
組 長	組を代表し区長を補佐する	1年再任を妨げない	各組で選出する

(報酬及び手当)

第8条 役員、監査員及び各組の組長等に対する報酬及び手当の額は、総会において定めるものとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第9条 区の会議は、総会、役員会、組長会及び選考委員会とする。

(総 会)

第10条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は役員会の決議を経て、区長が4月末日までにこれを招集する。

臨時総会は、役員会が必要と認めたとき区長がこれを招集する。

2. 総会は、役員及び各組2名の代議員をもって、これを構成する。
3. 総会の議案及び日時・場所は、総会の5日前までに区民に通知する。
4. 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 規約の改廃
 - (4) 役員及び監査員の決定

(5) 区費並び役員等に対する報酬及び手当の額の決定

(6) その他の事項

5. 総会は第2項の規定により出席すべき者の半数以上の者の出席がなければ開くことが出来ない。この場合において、委任状提出者は出席とみなす。
6. 総会の議長は、その都度出席者の中から互選により定める。
7. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ区長がこれを招集する。ただし、役員 $\frac{3}{10}$ 以上の者の要求があれば、区長はこれを招集しなければならない。

(組長会)

第12条 前条の規定は、組長会についてこれを準用する。

2. 組長会は、組長及び執行部をもってこれを構成する。

(選考委員会)

第13条 選考委員会は、役員及び監査員を選任する必要が生じたとき、その候補者を選出するために、区長がこれを招集する。

2. 選考委員会は、役員経験者(若干名)、当区を7地区に分けその代表者(7名)をもって、これを構成する。

第4章 事業年度、経費、会計及び監査

(事業年度)

第14条 区の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第15条 区の事業に必要な経費は、区費、区外区費、事業所区費、公民館使用料、市助成金、及び寄附金その他の収入をもってこれにあてる。

(区費)

第16条 区民は世帯毎に区費を納めなければならないものとする。ただし、区長が認めるときは、これを減免することができる。

2. 区費の額は、総会において定める。
3. 区費は組長が徴収し会計に納める。
4. 年度中途の転出者については転出の月まで、転入者については転入の翌月か

ら区費を徴収するものとする。

5. 区外に住所を有する者で、区の区域内に土地を所有する者、及び事業所を有する者は、別に定める基準により、区外区費及び事業所区費を納入しなければならないものとする。

6. 公民館使用料については、別に定める公民館使用規則による。

(予算及び決算)

第17条 区の予算及び決算は、総会の議決を経て定めるものとする。

2. 区長は毎事業年度終了後3月末日現在で、次の書類を作成しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 会計に関する書類

(監査)

第18条 監査員は、前条第2項の書類に基づき会計監査を実施し、その結果を総会に報告しなければならない。

(決算書類の公開)

第19条 区長は、第17条2項の書類を総会の認定を受けたのちに事務所に備えておかなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第20条 天災その他非常の場合、全世帯招集の必要があると役員会で認めるときは、各世帯から代表者1名の出席を求めることができる。

第21条 この規約に定めるもののほか、区の運営に関し必要な事項は、役員会で別に定める。

附則

この規約は昭和57年4月1日から施行する。

この規約は昭和62年4月1日一部改正する。

この規約は平成6年4月24日一部改正する。

この規約は平成8年4月7日一部改正する。

この規約は平成10年4月19日一部改正する。

この規約は平成22年4月1日一部改正する。